

県立学校における「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」等を踏まえた具体的な留意事項の主な変更点について

P1 「児童生徒の健康観察実施上の留意事項」

- ・登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握について

P2 「体調不良の児童生徒に対する上での留意事項」

- ・体調不良の児童生徒に対する対応について

P3 「保健体育学習及び体育的行事の実施に関する留意事項」

- ・感染リスクの高い活動について

P4 「部活動の実施に関する留意事項」

- ・県外の大会等への参加について
- ・活動途中、活動終了後の生徒同士の食事について
- ・県外往来者の会場への立ち入りについて

P7 「登下校に関する留意事項」

- ・熱中症対策に関わるマスクの取扱いについて

P8 「児童生徒定期健康診断実施上の留意事項」

- ・定期健康診断の実施について（令和3年3月2日付け 教保－1295 参照）

変異株について

本県でも変異株による感染が確認されています。変異株については次のような特徴があるといわれています。

①従来のウイルスより感染力が強い。

②18歳未満の感染者の割合が高い。（国立感染症研究所HPより）

今後、更なる変異株による感染拡大が懸念されるので、より一層、感染拡大防止の取組が必要となります。